

公民館への民間活力導入に向けた
サウンディング型市場調査

実施要領

令和2年8月

船橋市

1. 調査の目的

船橋市では、社会教育法に基づき、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、公民館を市民活動の拠点とし市内に 26 館設置し、事業を実施しています。

今後、人口減少等の社会情勢の変化と市民ニーズの多様化が進む中、持続可能な行財政運営とサービスの向上を目指し、指定管理者制度を始めとした民間活力導入について、検討を進めています。

そこで、民間事業者等の皆様との対話を通し、民間事業者等の皆様が運営可能な施設数や施設の組み合わせ方、有効な運営方式、管理運営のノウハウ・アイデアを把握し、今後の検討に活かすことを目的にサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

2. 対象施設

市内 26 施設（基幹公民館 5 館、地区公民館 21 館）

【基幹公民館】

26 館を南部、東部、西部、北部、中部ブロックに分け、各ブロック内の地区公民館を管轄する館をいう。市内に 5 館あり、中央公民館、東部公民館、西部公民館、北部公民館、高根台公民館が該当。※南部ブロックは中央公民館、中部ブロックは高根台公民館が管轄

【地区公民館】

各基幹公民館が管轄するブロック内に設置されている館をいう。南部ブロックに 3 館、東部ブロックに 4 館、西部ブロックに 4 館、北部ブロックに 7 館、中部ブロックに 3 館ある。

※基幹公民館、地区公民館の業務詳細については別添資料 3「公民館業務一覧」をご覧ください。

(一覧)

No.	ブロック	施設名	所在地	併設施設	備考
1	南部	中央公民館	本町 2 丁目 2 番 5 号	市民文化ホール	基幹公民館
2		浜町公民館	浜町 2 丁目 1 番 15 号	老人憩の家	
3		宮本公民館	宮本 6 丁目 18 番 1 号	児童ホーム、老人憩の家	
4		海神公民館	海神 6 丁目 3 番 36 号		
5	東部	東部公民館	前原西 2 丁目 21 番 21 号	津田沼連絡所	基幹公民館

6		三田公民館	田喜野井 2 丁目 24 番 2 号	三田中学校	中学校用地内に設置
7		習志野台公民館	習志野台 5 丁目 1 番 1 号	東図書館	
8		飯山満公民館	飯山満町 1 丁目 950 番地の 3		
9		薬円台公民館	薬円台 5 丁目 18 番 1 号	児童ホーム、老人憩の家	一部借地
10	西部	西部公民館	本中山 1 丁目 6 番 6 号	児童ホーム、老人憩の家	基幹公民館
11		法典公民館	藤原 7 丁目 33 番 7 号	法典連絡所	借地
12		丸山公民館	丸山 5 丁目 19 番 6 号		
13		塚田公民館	前貝塚町 601 番地の 1	児童ホーム、老人憩の家	借地
14		葛飾公民館	西船 3 丁目 6 番 25—201 号	社宅	借地
15	北部	北部公民館	豊富町 4 番地	豊富出張所	基幹公民館
16		二和公民館	二和東 5 丁目 26 番 1 号	北図書館、二和出張所	
17		海老が作公民館	大穴南 3 丁目 19 番 1 号	大穴中学校	中学校用地内に設置
18		小室公民館	小室町 3308 番地	児童ホーム、小室連絡所、老人憩の家	
19		八木が谷公民館	八木が谷 2 丁目 14 番 6 号		借地
20		三咲公民館	三咲 3 丁目 5 番 10 号	児童ホーム、老人憩の家	
21		松が丘公民館	松が丘 4 丁目 32 番 2 号		
22		坪井公民館	坪井町 1371 番地		
23	中部	高根台公民館	高根台 1 丁目 2 番 5 号	高根台出張所、ボランティア室、老人憩の家	基幹公民館
24		夏見公民館	夏見 2 丁目 29 番 1 号		

25		高根公民館	高根町 2885 番地の 3		
26		新高根公民館	新高根 1 丁目 12 番 9 号	児童ホーム、老人憩の家	

※詳細な情報については別添資料 1「施設概要」をご覧ください。

※上記公民館については、市ホームページ「公民館一覧」にて検索可能です。

URL : <https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/gakushu/001/p001031.html>

3. サウンディングの日程

日付	内容
令和 2 年 8 月 28 日(金)	実施要領の公表
令和 2 年 9 月 18 日(金)17 時	質問の受付期限
令和 2 年 9 月 25 日(金)17 時	サウンディング参加申込期限
令和 2 年 10 月 2 日(金)17 時	提案書の提出期限
令和 2 年 10 月 9 日(金)から 令和 2 年 10 月 21 日(水)まで	サウンディングの実施
令和 2 年 12 月頃	実施結果概要の公表

※事務の都合上、スケジュール変更の可能性がございます。

4. サウンディングでの主な対話内容

(1) 対象施設

事業実施を想定する施設をお聞かせください。なお、複数の施設による事業実施の提案も可能です。また、基幹公民館、地区公民館のみといった分け方での事業実施の提案も可能です。

(2) 事業内容

事業の概要、事業手法、収支モデル、想定される事業上の課題などをお聞かせください。

(3) 市への要望

事業実施にあたり市の施設運営に期待することや要望などがあればお聞かせください。

(4) 特に聞きたいこと

管理運営のノウハウ・アイデアについて、以下の点をお聞かせください。

○運営可能な施設数や施設の組み合わせ方について（地区公民館のみや西部ブロックのみ等）

○公民館としての管理運営方法、その他コミュニティセンター等としての管理運営方法について

○指定管理者制度を導入した場合の受託可能性について

・公民館として管理運営する場合

・コミュニティセンター等に変更して管理運営する場合

- 指定管理者制度を導入した場合の避難所運営について
- 稼働率の低い公民館、時間帯等の活性化について

5. サウンディングの対象者

サウンディングに参加することができる事業者は、自らが主体的に事業を実施する意向のある民間事業者（NPO 法人その他団体を含む）またはそのグループとします。

6. 質問の受付

実施要領等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間	令和 2 年 8 月 28 日(金)から令和 2 年 9 月 18 日(金)17 時まで
受付方法	別紙様式 1「質問書」に質問内容等を記入の上、「10.連絡先」記載のメールアドレスあてに送付してください。 その際、メールのタイトルは【公民館活用サウンディング質問】としてください。
回答方法	質問および回答内容について、定期的に市ホームページ上に公表します。ただし、回答にあたり質問者の名称は公表しません。 また、公平性を損なう恐れのある質問についてはお答えできない可能性もありますのでご了承ください。

7. サウンディングへの参加申込み

受付期間	令和 2 年 8 月 28 日(金)から令和 2 年 9 月 25 日(金)17 時まで
受付方法	別紙様式 2「参加申込書」に必要事項を記入の上、「10.連絡先」記載のメールアドレスあてに送付してください。 その際、メールのタイトルは【公民館活用サウンディング参加申込】としてください。
サウンディングの日時および場所の連絡	サウンディングへの参加申込のあったグループの担当者あてに、実施日時および場所をメールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。
その他	サウンディング実施の詳細についてはメールにて連絡しますが、現時点では対話の時間は 1 グループにつき 30～60 分を目安とし、参加者は 1 グループ 4 人までと考えております。

8. 提案書の提出

受付期間	令和2年9月26日(土)から令和2年10月2日(金)17時まで
受付方法	別紙様式 3「提案書」に3ページ「4. サウンディングでの主な対話内容」の各項目についての意見・考え等を記入の上、「10. 連絡先」記載のメールアドレスあてに送付してください。 その際、メールのタイトルは【公民館活用サウンディング提案書】としてください。
その他	・必要に応じて、提案にあたっての補足資料（配置図、収支計算書等）も提出してください。 ・提案が複数ある場合、本提案書も提案内容ごとに提出してください。

9. 留意事項等

(1) サウンディングに関する費用

- ・ サウンディングへの参加に要する費用（書類作成、対話への参加費用等）については、参加者の負担とします。

(2) 対話内容および参加事業者の扱い

- ・ 対話内容は今後の事業化検討に活用させていただきますが、公募実施を必ずしも約束するものではありません。
- ・ サウンディングは参加事業者のアイデアおよびノウハウ保護のため個別に行います。
- ・ 本件に関する事業者公募が後日実施される場合においても、サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。

(3) 対話実施後の意見交換への協力

- ・ 事業計画の立案に向け、対話後も必要に応じて意見交換やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

(4) 実施結果の公表

- ・ サウンディングの実施結果について、概要を市ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、事業者のノウハウの保護等のため、事前に参加事業者に内容の確認を行います。
- ・ 参加事業者の名称は公表しません。

10. 連絡先

船橋市教育委員会 生涯学習部 社会教育課

担当者 小野・古川

電話番号 047-436-2892

FAX 番号 047-436-2893

メールアドレス shakaikyoikuka@city.funabashi.lg.jp